

1. 利用条件

・下記遵守事項を守れる方

- ・事前に団体登録を行った方
- ・中学生以下のご利用は、保護者または20歳以上の方が同伴の場合に限り利用できる。
- ・大会開催については、施設管理部署と別途協議し承認を得ること。

2. 利用者の遵守事項

下記事項を守れない場合には、以後の利用をお断りすることがあります。

- ・利用時間を厳守すること。
- ・団体登録に記載した者以外は利用しないこと。(転貸し禁止)
- ・安全の観点から原則1人での利用は、禁止します。
- ・下記種目を行わないこと。
ゴルフ・野球・ソフトボール・サッカー・テニス・射撃・弓道、やり投げ、ハンマー投げ、円盤投げ、砲丸投げ、ラジコングライダー、ラジコンカー等の多目的広場の使用にあたり、危険を伴うもの並びに広場外に影響を及ぼすもの。
- ・営利・商用を目的としないこと。
- ・グラウンド内へは自転車、バイク、自動車等を進入させないこと。
- ・飲酒・喫煙並びに火気を使用しないこと。
- ・ハンドマイク以外の拡声器を使用しないこと。
- ・建築構造物(倉庫・フェンス等)の設置及び広場の掘削・盛土等をしないこと。
- ・飲食については指定場所にて喫食すること。
- ・ごみは、各自で持ち帰ること。
- ・トイレ・倉庫棟内等は、利用後その都度清掃し清潔にすること。
- ・犬等を散歩させないこと。
- ・利用後はグラウンド整備を行うこと。
- ・利用後はグラウンド及びトイレ・倉庫棟内等の状態を確認し、多目的広場利用報告書により市に報告すること。
- ・駐車可能台数は、41台です。路上駐車は絶対にしないこと。
※大会等を行う場合は、乗り合わせ等により駐車可能台数内で利用すること。
- ・上記以外の事項についても、本市職員の指示に従うこと。

3. 注意事項

- ・体調管理に十分注意し、特に熱中症予防のため適度に休憩・水分補給等を行うこと。
- ・利用する際には入念に準備を行い、事故の予防に努めること。
- ・堺市では、事故に対する責任を負いません。

4. 利用者の賠償責任

- ・利用者の過失により設備を破損した時は、堺市に報告するとともに利用者により速やかに原状に復すること。
なお、堺市が原状に復した場合は、費用を請求します。

5. 利用中のトラブル

- ・広場内及び広場利用中の事故・盗難・利用者間のトラブルは、代表者が適切に処理し、堺市に報告すること。また、堺市では一切責任を負いません。

6. 登録資格の喪失

- ・虚偽の申請をした場合及び遵守事項を守らなかった場合は登録資格を喪失することがあります。

7. 個人情報の保護

- ・団体登録時に記載いただいた個人情報は、多目的広場の予約申込に関する確認に限り利用し、堺市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

8. 緊急連絡先(土日祝日)

- ・クリーンセンター管理課(電話:072-252-0815)

9. 忘れ物

- ・忘れ物については保管期間を3か月と定め、保管期間を経過した忘れ物については堺市で処分いたします。

10. 利用規約の変更

- ・利用規約の変更は、市が必要と認めるときは登録団体への事前通知を行うことなく、この規約を変更できるものとします。
登録団体は利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に利用した場合は変更後の規約に同意したものとします。